

○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(昭和五十二年二月一日)
奈良県告示第五百六十八号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第五十九号)第一項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を同表の達成期間及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	備 考
宇陀川 (新大東橋から上流)	A A	イ		
宇陀川 (新大東橋から三重県境まで、ただし、室生ダム湖を除く。)	A	イ		
芳野川 (岩脇橋から上流)	A A	イ		
芳野川 (岩脇橋から新田橋まで)	A	イ		
芳野川 (新田橋から宇陀川合流点前まで)	A	ハ	B	
四郷川 (和井堰から上流)	A A	イ		

四郷川 (和井堰から芳野川合流点前まで)	A	ハ	B
黒木川 (全域)	A A	イ	
本郷川 (全域)	A	イ	
中山川 (全域)	A	イ	
笠間川 (全域)	A	ロ	
宇賀志川 (全域)	A A	イ	
母里川 (全域)	A	イ	
町並川 (全域)	A	ハ	B
池谷川 (全域)	A	ハ	B
香醉川 (全域)	A	ロ	
井の谷川 (全域)	A	ハ	B
内牧川 (全域)	A A	イ	
天満川 (全域)	A	イ	
宮川 (全域)	A A	イ	
鰻守川 (全域)	A A	イ	
深谷川 (全域)	A A	イ	
大野川 (全域)	A A	イ	

宇 陀 川 水 域

室生川 (全域)	A A	イ	
北川 (全域)	A	イ	
高寺川 (全域)	A A	イ	
仮屋川 (全域)	A A	イ	
滝谷川 (全域)	A A	イ	
室生ダム湖	湖沼 A	イ	

注

一 該当類型の欄中「湖沼」の表示のあるものは、環境庁告示の別表2の湖沼の表の類型を、「湖沼」の表示のないものは、同表の河川の表の類型を示す。

二 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(イ) 「イ」は、直ちに達成

(ロ) 「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成

(ハ) 「ハ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成

三 暫定目標の達成期間は、五年以内で可及的速やかに達成

※ 一部の水域については平成五年四月奈良県告示第五号若しくは平成二十二年三月奈良県告示第三百五十三号において改訂されている。

（昭和五十一年十二月六日）
 奈良県告示第四百五十八号
 改正 平成一〇年 五月一二日告示第八五号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第五十九号）第一項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表二に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水 域	該当類型	達成期間	備 考
熊野川 （荻廼瀬川合流点より上流。ただし、猿谷ダム湖及び風屋ダム湖を除く。）	A A	イ	新 宮 川 水 域
熊野川 （荻廼瀬川合流点から和歌山県境まで）	A	ロ	
北山川 （池原ダム湖ダムサイトより上流。ただし、池原ダム湖を除く。）	A A	イ	
北山川 （池原ダム湖ダムサイトより下流で、奈良県の区域に属する水域）	A A	ロ	
洞 川 （全域）	A A	ロ	
川原樋川 （全域）	A A	イ	
猿谷ダム湖 （全域）	湖沼 A	ロ	
風屋ダム湖 （全域）	湖沼 A	ロ	

注

池原ダム湖（全域）	湖沼A	口
坂本ダム湖（全域）	湖沼A	口

一 猿谷ダム湖及び風屋ダム湖に係る浮遊物質量（SS）については、湖沼A類型の基準値は適用せず、次のとおりとする。

浮遊物質量（S）の該当類型	期	間	該当類型	達成期間
	1月から6月まで及び10月から12月まで		湖沼B	口
	7月から9月まで		湖沼C	口

二 該当類型の欄中「湖沼」の表示のあるものは、環境庁告示の別表二の湖沼の表の類型を、「湖沼」の表示のないものは、同表の河川の表の類型を示す。

三 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(一) 「イ」は、直ちに達成

(二) 「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成

四 ダム湖の上流端は、有効貯水量貯水時の水面の終端とする。

ダム名	有効貯水量 (単位 万立方メートル)
猿谷ダム	一七三〇
風屋ダム	八九〇〇
池原ダム	二二〇〇〇
坂本ダム	六八〇〇

（昭和五十四年二月二十三日）
奈良県告示第七百一号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第五十九号）第一項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表二に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水	域	該当類型	達成期間	備考
佐保川(1)	(三条高橋より上流)	B	口	大和川水域
佐保川(2)	(三条高橋から大和川合流点まで)	C	口	
秋篠川	(全域)	C	ハ	
菩提川	(全域)	C	ハ	

注

一 該当類型欄の類型は、環境庁告示の別表二の河川（湖沼を除く。）の表の類型を示す。

二 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(一) 「イ」は、五年以内で可及的速やかに達成

(二) 「ロ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成

（昭和五十五年六月六日）
奈良県告示第百九十四号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）以下「環境庁告示」という。）別表2の1の(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水	域	該当	達成	備考
類型	期間			
曾我川(1)	(高取川合流点より上流)	C	イ	大和川水域
曾我川(2)	(高取川合流点から大和川合流点まで)	C	ハ	
葛城川	(全域)	C	ハ	
高田川	(全域)	C	ハ	

注
一 達成期間の分類は、次のとおりとする。
1 「イ」は、直ちに達成
2 「ハ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成

（昭和五十七年二月二十三日）
奈良県告示第七百七十七号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を同表の達成期間及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水	域	該当	達成	暫定	備考
類型	期間	目標			
布留川(1)	(みどり橋より上流)	A	イ		大和川水域
布留川(2)	(みどり橋から大和川合流点まで)	C	ハ		
寺川(1)	(立石橋より上流)	A	イ		
寺川(2)	(立石橋から大和川合流点まで)	C	ハ		
飛鳥川(1)	(神道橋より上流)	A	ハ	B	
飛鳥川(2)	(神道橋から大和川合流点まで)	C	ハ		

注
一 達成期間の分類は、次のとおりとする。
(一) 「イ」は、直ちに達成
(二) 「ハ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成
二 暫定目標の達成期間は、五年以内で可及的速やかに達成

※ 一部の水域については平成二十二年三月奈良県告示第三百五十三号において改訂されている。

（昭和五十八年二月二十二日
奈良県告示第六百五十五号）

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第五十九号）第一項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を同表の達成期間及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当 類型	達成 期間	暫定 目標	備 考
岡崎川 (全 域)	C	ハ		大和川水域
富雄川(1) (芝より上流)	B	イ		
富雄川(2) (芝から大和川合流 点まで)	C	ハ	D	
竜田川 (全 域)	C	ハ	D	
葛下川 (全 域)	C	ハ		

注

一 達成期間の分類は、次のとおりとする。
(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ハ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成
二 暫定目標の達成期間は、五年以内で可及的速やかに達成

※ 一部の水域については平成二十二年三月奈良県告示第三百五十三号において改訂されている。

（平成五年四月二日
奈良県告示第五号）

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第五十九号）第一項の規定に基づき、別表第一の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

また、昭和五十二年二月奈良県告示第五百六十八号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の指定）の別表に掲げる宇陀川（新大東橋から三重県境まで。ただし、室生ダム湖を除く。）、芳野川（岩脇橋から新田橋まで）、芳野川（新田橋から宇陀川合流点まで）、本郷川（全域）、町並川（全域）、池谷川（全域）、香酢川（全域）、井の谷川（全域）及び北川（全域）の公共用水域を、別表第二の水域の欄に掲げる公共用水域ごとに、同表の該当類型の欄に掲げるとおり改訂して指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり改訂して定める。

別表第一

水 域（範囲）	該当 類型	達成 期間	備 考

笠間川（全域）	A	イ	淀川水域
遅瀬川（全域）	A	イ	
布目川（全域）	A	イ	紀の川水域
白砂川（全域）	A	イ	
秋野川（全域）	B	ハ	
丹生川（全域）	A	イ	

注

一 水域の欄に掲げる笠間川は、奈良市、宇陀市及び山辺郡山添村を流下して三重県界を経て名張川に合流する河川の水域をいう。
 二 達成期間の分類は、次のとおりとする。（次表において同じ。

- (一) 「イ」は、直ちに達成
 (二) 「ハ」は、五年を越える期間で可及的速やかに達成

別表第二

宇陀川 〔新大東橋から室生ダム湖まで。ただし、本郷川、井の谷川、町並川、香酔川及び池谷川を含み、室生ダム湖を除く。〕	水 域（範囲）	該当類型	達成期間	備考
		A	イ	川 水 域

宇陀川 〔ら三重県境まで。ただし、北川を含む。〕	A	イ	宇 陀
芳野川 〔岩脇橋から宇陀川合流点まで〕	A	イ	

（平成十六年四月二日）
 奈良県告示第一号

別表

布目ダム貯水池（全域）	水 域（範囲）	該当類型	達成期間	備考
		湖沼 A 湖沼 II （全窒素の項目の基準値を除く。）	ハ	淀川水域
			ハ	

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。
 なお、平成五年四月奈良県告示第五号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）のうち布目川（全域）（布目ダム貯水池（全域）に係る部分に限る。）に係る部分は、廃止する。

注

- 一 該当類型欄の類型は、環境庁告示の別表2の湖沼の表の類型を表す。
- 二 達成期間欄のハは、五年を超える期間で可及的速やかに達成を表す。
- 三 布目ダム貯水池の上流端は、有効貯水量貯水時の水面の終端とする。(有効貯水量一五四〇万立方メートル)

平成二十二年三月九日
奈良県告示第三百五十三号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の(1)のアに掲げる類型をいう。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

なお、昭和五十二年二月奈良県告示第五百六十八号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）のうち四郷川（和田井堰から芳野川合流点前まで）に係る部分、昭和五十七年二月奈良県告示第七七七号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）のうち飛鳥川(1)（神道橋より上流）に係る部分並びに昭和五十八年二月奈良県告示第六百五十五号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）のうち富雄川(2)（芝から大和川合流点まで）及び竜田川（全域）に係る部分は、廃止する。

別表

飛鳥川(1) (神道橋より上流)	水域 (範囲)	該当	達成	備考
		A	イ	
				域

富雄川(2) (芝から大和川合流点まで)	竜田川 (全域)	四郷川 和田井堰から 芳野川合流点前まで	A	C	C	
			イ	イ	ハ	
			宇陀川 水	域		大和川水

注
達成期間の分類は、次のとおりとする。
(一) 「イ」は、直ちに達成
(二) 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成